

## 【参考】

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっているものうち、別添1に定めるもの（実施要綱3（1）より）	請求コード
肝がん・重度肝硬変入院医療	150362610
肝がん・重度肝硬変入院医療その他当該医療に係る入院医療で保険適用となっているもの（当該医療と無関係な医療は含まない。）（実施要綱3（2）より）	150362710

### 1. 肝がんの医療行為

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の入院と判断するための医療行為の例示

以下の1～5は、肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の入院と判断するための医療行為の一例を示したものであり、例示されていない医療行為又は今後新たに医療保険の適用となる医療行為であっても、肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的であると判断される医療行為については、実施要綱3（1）で定める肝がん・重度肝硬変入院医療に該当するものとする。

### 1. 肝がんの医療行為

区分番号	診療行為名称	請求コード
K695-00	肝切除術（部分切除）	150362610
K695-00	肝切除術（重区域切除）	150362710
K695-00	肝切除術（外側区域切除）	150362810
K695-00	肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））	150362910
K695-00	肝切除術（2区域切除）	150363010
K695-00	肝切除術（3区域切除以上）	150363110
K695-00	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）	150363210
K695-02	腹腔鏡下肝切除術（部分切除）	150348010
K695-02	腹腔鏡下肝切除術（外側区域切除）	150348110
K695-02	腹腔鏡下肝切除術（重区域切除）	150388710
K695-02	腹腔鏡下肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））	150388810
K695-02	腹腔鏡下肝切除術（2区域切除）	150388910
K695-02	腹腔鏡下肝切除術（3区域切除以上）	150389010
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（腹腔鏡）	150378410
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（その他）	150378510
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（腹腔鏡）	150378610
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（その他）	150378710
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（腹腔鏡）	150378210
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（その他）	150378210
K615-00	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓症）	150376810
K615-00	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（その他）	150360710

### 処置

J017-00	エタノール局所注入	140050910
D412-00	経皮的針生検法	160098010
放射線治療		
M001-00	体外照射（高エネルギー放射線治療）	180020710
M001-02	ガンマナイフによる定位置線治療	180018910
M001-03	直線加速器による放射線治療	180026750
注射		
G003-00	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	130007510
G003-03	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	130010410
画像診断		
E003-00	造影剤注入（動脈造影カテーテル法）（選択的血管造影）	170027110

\* 該当する区分の検査すべてを含む。

## 2. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為

区分番号	診療行為名称	請求コード
K532-00	食道・胃静脈瘤手術（血行遮断術を主とする）	150136110
K532-00	食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）	150136210
K532-02	食道静脈瘤手術（開腹）	150136350
K532-03	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	150366910
K533-00	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡）	150136510
K533-02	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	150270150
K615-00	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓術）	150376810
K621-00	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	150154510
K635-00	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	150159710
K635-02	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	150260450
K668-2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	150401110
K711	脾摘出術	150179810
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	150271850
処置		
J008-00	胸腔穿刺	140003210*
J019-00	持続的胸腔ドレナージ	140004110
J010-00	腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む）	140003610
J021-00	持続的腹腔ドレナージ	140004510
画像診断		
E003-00	造影剤注入（動脈造影カテーテル法）（選択的血管造影）	170027110

\* 該当する区分の検査すべてを含む。

## 3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等（一般名）

(1) 化学療法	殺細胞性抗癌剤：エピドキシド、ドキシソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テカフルール、ウラシル等
(2) 鎮痛薬	分子標的治療薬：ソラフェニブ、レゴフラフェニブ、レンパチニブ等 オピオイド：モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタニシン、エブタゾンシン、トラマドール、オキシコドン等

## 4. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等（一般名）

(1) 肝性浮腫・腹水治療薬（利尿薬）	肝性浮腫あるいは腹水、難治性腹水等の病名を有し、かつ、下記薬剤を投与している場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。 ・パゾブレッシン受容体拮抗薬：トルバブタン ・ループ系利尿薬：フロセミド、フメタニド、トラセミド、プレタニド、アゾセミド ・カリウム保持性利尿薬：スピロノラクトン、トリウムテレン、カンレノ酸カリウム
(2) 肝性脳症治療薬	肝性脳症の病名を有し、効能又は効果として「慢性肝障害時における脳症の改善」を有する薬剤（商品名：アミノレバニン、テルフィス、ヒカリレバニン、モリヘパミン）による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。
(3) 抗ウイルス治療薬	効能又は効果として「HCV-RNA陽性のC型肝炎非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」を有する薬剤による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。ただし、肝炎治療特別促進事業において、非代償性肝硬変（Child-Pugh分類B及びC）に対するインターフェロンフリー治療の対象患者と認定された者に限る。
5. その他の医療行為	別添3「肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の病名の判断基準」に記載のある病名があり、入院で次に示す医療行為が行われた場合、本事業の入院医療と判断する。 ・肝がんが肝臓以外に転移した時に転移巣に対して行われる手術（腫瘍摘出術等） ・肝がんが胆管に浸潤するなどした場合の減黄治療（内視鏡的胆道ドレナージ等） ・門脈血栓症に対する薬物治療（保険適用のある薬剤に限る） ・上記以外であって、肝がん・又は重度肝硬変（非代償性肝硬変）により発生したことが明らかでない合併症に対する治療を目的とした入院であるとして、本事業の入院医療と判断するもの。なお、当該医療行為の対象であった場合は、厚生労働省への事前の情報提供を要するため、情報提供票（参考様式）により福島県地域医療課に連絡すること。